

議案第百八号

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「八六七、〇〇〇円」を「八七二、〇〇〇円」に改める。

第二条 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「八七二、〇〇〇円」を「九三六、〇〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は同日後において初めて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定に

より教育長が任命された日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するため、本案を提出いたします。